

議案第 14 号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び同法同条同項第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 17 日提出

倶知安町長 文 字 一 志

損害賠償の額の決定及び和解について

1 事故の概要

- (1) 事故発生日時 令和8年6月20日(土) 午前7時40分頃
- (2) 事故発生場所 札幌市南区簾舞2条5丁目付近 国道230号線
- (3) 事故の状況 中学校教員が部活動の練習試合の引率のため、公用車を運転中、札幌市南区簾舞2条5丁目付近国道230号線の信号機が黄色に変わり、前方の車がブレーキを踏んだため、事故者も少し強めにブレーキを踏み、車間は近い状態で停止した。停止後に姿勢を直そうとしたところ、ブレーキから足が浮いたことにより、自車が発進し、慌ててブレーキを踏んだが間に合わずに、自車の前方バンパーが前方の車の後方部に衝突した。
当方車両には前方部に衝突傷、相手側車両には後方フェンダーを含む広範囲にわたり衝突痕が残った。

2 損害賠償額

- (1) 相手方の損害総額 955,878円
- (2) 上記損害についての過失割合及び損害賠償額
過失割合は、倶知安町100%、相手方0%とし、倶知安町は相手方の損害額のうち100%を賠償する。
損害賠償額 955,878円

3 事故処理方法 示談による処理

事故発生場所位置図



提供元：地理院地図（電子国土 WEB）

概 況 図

